



目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○道路の区域変更 (道路課)	1
○道路の供用開始 ()	2
公 告	
○令和6年度クリーニング師試験の実施 (業務衛生課)	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (5・21掲示)	2
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 ()	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 ()	2
落札公告	
○落札者等の公告 (農業イノベーション推進課)	2
正 誤	
○正誤 (令4・10・14付け 告示)	4

告 示

高知県告示第402号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
 ア リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴
 イ 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 代表取締役 伊藤 光博
- (2) 届出者の住所
 ア 東京都千代田区紀尾井町4番1号
 イ 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ダイレックス吉田店・セブンーイレブン高知吉田町店
 高知市吉田町305番ほか
- (4) 変更した事項
 ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳晴	東京都千代田区紀尾井町4番1号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
リコーリース株式会社	代表取締役 中村 徳晴	東京都千代田区紀尾井町4番1号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社	代表取締役 伊藤 光博	東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号

- イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者名	代表者名	住所

ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8

- (5) 変更年月日
 大規模小売店舗を設置する者の所在地の変更については令和6年3月13日、小売業を行う者の代表者の氏名の変更については同月1日
- (6) 変更理由
 大規模小売店舗の設置者の住所変更及び小売業者の代表者変更のため
- 2 届出年月日
 令和6年5月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
 高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 (4) 意見の内容

高知県告示第403号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年6月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 国道

- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町楠目字宮田1481番2から 香美市土佐山田町楠目字五反畑1542番1地先まで	前	7.3 }	122
	後	10.4 }	
		12.0	

高知県告示第404号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年6月4日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐清水市足摺岬字足摺山1552番1から 土佐清水市足摺岬字足摺山1551番1まで	25	令和6年6月4日

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、令和6年度クリーニング師試験を次のとおり行う。
令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時
令和6年9月5日(木)午前9時から
- 2 試験の場所
高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。
(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
(2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者若しくは旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験願書及び添付書類

- (1) 受験願書(県所定の様式によること。)
- (2) 履歴書(最終学歴を明記すること。)
- (3) 受験資格を証明する書類又はその写し(氏名に変更があつているときは、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書(外国人にあつては、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍記載事項証明書に代えて、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等の記載のある住民票の写しその他氏名に変更があつていることを証明することができる書類)
- (4) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)

5 受験願書の配付場所

県内各福祉保健所及び高知県健康政策部薬務衛生課並びに高知市保健所

6 受験願書の受付期間

令和6年7月8日(月)から同月29日(月)まで。ただし、郵送による場合は、令和6年7月29日付けの消印のあるもので受け付ける。

7 受験願書の提出先

- (1) 県内に居住する者は、住所地又はクリーニング所の所在地を所管する福祉保健所(当該住所地又はクリーニング所の所在地が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
- (2) 県外に居住する者は、高知県健康政策部薬務衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)

8 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗濯物の処理に関する知識及び技能

9 試験手数料

7,000円(高知県収入証紙を受験願書に貼り付けること。)

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第32号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づ

く高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,629人である。

令和6年5月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、163,568人である。

令和6年5月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年5月21日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

高知市選挙区	89,969人
室戸市・東洋町選挙区	4,197人
安芸市・芸西村選挙区	5,685人
南国市選挙区	12,940人
土佐市選挙区	7,338人
須崎市選挙区	5,642人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,251人
土佐清水市選挙区	3,616人
四万十市選挙区	9,179人
香南市選挙区	9,211人
香美市選挙区	7,158人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	2,881人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,012人
吾川郡選挙区	7,610人
中土佐町・禰原町・津野町・四万十町選挙区	8,781人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,354人
黒潮町選挙区	2,983人

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める

政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和6年6月4日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和6年度高知県IOPクラウド運用保守等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県農業振興部農業イノベーション推進課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
KCC・KSS・NTTドコモ・ネボン共同企業体 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額
144,985,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤						
令4・10・14	10479	○告示	1	中 (31)	大規模小売店舗において小売業を行う者	大規模小売店舗を設置する者						
				中 (34～37)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>小売業者名</td> <td>代表者名</td> <td>住所</td> </tr> </table>	小売業者名	代表者名	住所	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>大規模小売店舗設置者名</td> <td>代表者名</td> <td>住所</td> </tr> </table>	大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
				小売業者名	代表者名	住所						
				大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所						
右 (1～4)	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>小売業者名</td> <td>代表者名</td> <td>住所</td> </tr> </table>	小売業者名	代表者名	住所	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>大規模小売店舗設置者名</td> <td>代表者名</td> <td>住所</td> </tr> </table>	大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所				
小売業者名	代表者名	住所										
大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所										
右 (16)	小売業者の入退店のため	設置者の変更のため										